

# コミュニティ施設「さくらテラス」運営要綱

(令和元年5月29日 区長決定)

## (目的)

第1条 この要綱は、高齢者が多世代と交流するとともに、地域住民相互の交流・集い・憩いの場となるコミュニティ施設（以下「さくらテラス」という。）の運営に必要な事項を定めるものとする。

## (設置)

第2条 さくらテラスは、社会福祉法人平成記念会（以下「運営法人」という。）が設置するケアホーム板橋（東京都板橋区向原三丁目7番8号）1階部分の地域交流スペースに設ける。

## (利用時間等)

第3条 さくらテラスの利用時間は、月曜日から土曜日までの各日の午前9時から午後5時までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日及び12月29日から翌年1月3日までの日を除く。

2 前項の規定にかかわらず、区長が必要と認める場合は、利用できる日時を変更することができる。

## (利用することができる者)

第4条 さくらテラスを利用することができる者は、年齢、性別等を問わず地域住民等一般とする。

2 さくらテラスの利用は、無料とする。ただし、区が実施する事業において教材等を使用する場合の実費については、別途参加者の負担とすることができる。

3 運営法人がさくらテラスの利用時間外において、さくらテラスを使用する必要が生じた場合は、区は運営法人と協議のうえ、使用を認めることができる。

## (事業)

第5条 区は、さくらテラスにおいて、次に掲げる事業を実施することができる。

- (1) 介護予防事業
- (2) 運営法人との連携による地域交流事業
- (3) 自主活動グループ等との連携による各種事業
- (4) その他区長が必要と認める事業

(利用の制限)

第6条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、さくらテラスの利用を制限することができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設・設備をき損するおそれがあると認められるとき。
- (3) さくらテラスの管理上支障があると認められるとき。
- (4) 営利を目的とする利用であると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が利用を不相当と認めるとき。

(災害時の用途)

第7条 災害時においては、さくらテラスとして使用している地域交流スペースは、区と運営法人が締結する「災害時における福祉避難所としての施設利用に関する協定」に基づく福祉避難所として使用するものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、さくらテラスの運営に関し必要な事項は、健康生きがい部長が定める。

付 則

この要綱は、令和元年6月3日から施行する。